

長野市一般職職員の退職手当引下げについて

1 引下げの経過

平成24年3月：人事院が「民間の企業年金及び退職金の調査結果並びに人事院の見解」を公表

- ・退職給付総額での官民比較の結果、公務が民間を約400万円上回る事が判明
- ・官民均衡の観点から、民間との格差を埋める措置が必要

平成25年1月：国家公務員退職手当法一部改正施行

平成25年4月：長野市一般職の職員の退職手当に関する条例一部改正施行

2 引下げの内容

退職手当の算出に使用する調整率を、次のとおり段階的に引き下げる。

期 間	調整率	平均的な退職手当額
平成25年3月31日まで	104/100	2,660万円
平成25年4月1日～平成26年3月31日	96/100	2,470万円
平成26年4月1日～平成27年3月31日	90/100	2,330万円
平成27年4月1日以降	87/100	2,260万円

※改正前との比較

「調整率」：(計算式) $1 - (87/104) \times 100 = \underline{16.346\%}$

「平均的な退職手当額」：

(計算式) $1 - (2,260万円/2,660万円) \times 100 = \underline{15.038\%}$

《参考》

退職手当の算出方法

退職手当 = 退職日の給料月額 × 支給率(※1) × 調整率(※2) + 調整額(※3)

(※1) 支給率：退職事由及び勤続年数に応じた率

(※2) 調整率：官民均衡を図るための率

(※3) 調整額：退職前5年間の職務に応じて算定する額

長野市特別職の職員等の退職手当に関する条例

昭和41年10月16日
長野市条例第30号

第1条 この条例は、特別職の職員等の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 この条例に定める特別職の職員等とは、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員並びに参加をいう。

第3条 退職手当の額は、任期満了、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に、勤続月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

市長 100分の50

副市長 100分の35

教育長 100分の28

上下水道事業管理者 100分の28

常勤の監査委員 100分の28

参加 市長が定める割合

2 前項の勤続月数の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月まで引き続いた在職期間の月数とする。

第4条 退職手当の支払については、一般職の職員の例による。

長野市特別職報酬等審議会条例

昭和41年10月16日
長野市条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため長野市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに政務調査費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会に書記若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は市長が定める。